

無機化学品等(第28類)の分類

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第1節 元素	28.01	ふつ素、塩素、臭素及びよう素	ふつ素、塩素、臭素及びよう素	/	
	28.02	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	昇華硫黄、沈降硫黄	コロイド硫黄	精製硫黄及びFrash法により得られた未精製の硫黄(25.03)
	28.03	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。)	炭素	/	人造黒鉛(38.01) ダイヤモンド(71.02又は71.04)
			カーボンブラック	/	
	28.04	水素、希ガスその他の非金属元素	水素、ヘリウム、ネオン、アルゴン、窒素、酸素、ほう素、テルル、ケイ素、リン、赤リン、ヒ素、セレン	/	重水素(28.45) ラドン(28.44) アンチモン(81.10)
28.05	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)並びに水銀	リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム、セシウム カルシウム、ストロンチウム、バリウム	/	ラジウム(28.44) マグネシウム(81.04) ベリリウム(81.12)	
		希土類金属、スカンジウム及びイットリウム	/		

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第2節 無機酸 及び無機非 金属酸化 物	28.06	塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸	塩化水素(塩酸)、クロロ硫酸		
	28.07	硫酸及び発煙硫酸	硫酸	発煙硫酸	
	28.08	硝酸及び硫硝酸	硝酸	硫硝酸	
	28.09	五酸化ニりん、りん酸及びポリりん酸(ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。)	五酸化ニりん、りん酸		次亜りん酸、亜りん酸 (28.11)
			ポリりん酸(ピポリりん酸、メタりん酸、三りん酸、四りん酸、次りん酸)		
	28.10	ほう素の酸化物及びほう酸	三酸化二ほう素 オルトほう酸、メタほう酸、 天然のほう酸(ほう酸含有量85%超)		天然のほう酸(ほう酸含有 量85%以下) テトラフルオロほう酸(28.11) グリセロほう酸(29.20)
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	フッ化水素、ふっ酸、テトラフルオロほう酸、ヘキサフルオロけい酸 次亜塩素酸、塩素酸、過塩素酸 臭化水素、臭化水素酸、臭素酸 よう化水素、よう化水素酸、よう素さん、 過よう素酸 硫化水素、二過硫酸、一過硫酸、ニチオン酸、三チオン酸、スルファミン酸、二酸化硫黄、亜硫酸、三酸化硫黄(無水硫酸)、三酸化二硫黄 セレン化水素、亜セレン酸、セレン酸 テルル化水素、亜テルル酸、テルル酸 アジ化水素、亜酸化窒素、二酸化窒素 次亜りん酸、亜りん酸 三酸化ニヒ素、五酸化ニヒ素、ヒ酸 一酸化炭素、二酸化炭素、シアン化水素、イソシアン酸、チオシアン酸、雷酸 二酸化ケイ素		石英(25.06)、水晶(71.03、71.04)	

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第3節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物	28.12	非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化酸化物	非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化酸化物		
	28.13	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	非金属硫化物	三硫化りん	
第4節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	28.14	無水アンモニア及びアンモニア水	無水アンモニア及びアンモニア水		
	28.15	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水酸化カリウム(かせいカリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水酸化カリウム(かせいカリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化物		
	28.16	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		酸化マグネシウム(25.19)
	28.17	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛		
	28.18	人造コランダム(化学的に単一であるかないかを問わない。)、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム		ルビー、サファイア(71.03、71.04)
			人造コランダム		
	28.19	クロムの酸化物及び水酸化物	クロムの酸化物及び水酸化物		
	28.20	マンガンの酸化物	マンガンの酸化物		
	28.21	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	鉄の酸化物及び水酸化物		
			アースカラー		
28.22	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	コバルトの酸化物及び水酸化物			
		酸化コバルト			

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第4節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	28.23	チタンの酸化物	チタンの酸化物		
	28.24	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	鉛の酸化物		
			鉛丹及びオレンジ鉛		
28.25	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物			
第5節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	28.26	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩		
	28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		塩化ナトリウム(25.01) 塩化カリウム(31.04)
	28.28	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩		
			商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品		
	28.29	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩		
	28.30	硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。)	硫化物		
			多硫化物		
28.31	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	有機安定剤を加えたもの		
28.32	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩			

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第5節 無機酸 の金属 塩及び 金属ペ ルオキ シ塩	28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)	硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫 酸塩(過硫酸塩)		硫酸アンモニウム(31.02) 硫酸カリウム(31.04) 重晶石(25.11)
	28.34	亜硝酸塩及び硝酸塩	亜硝酸塩及び硝酸塩		硝酸ナトリウム(31.02) 硝酸アンモニウム(31.02)
	28.35	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン 酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん 酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に 単一であるかないかを問わない。)	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホ ン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩		オルトリン酸二水素アンモニ ウム(りん酸一アンモニウ ム)、オルトリン酸水素二ア ンモニウム(りん酸二アンモ ニウム)(31.05)
			ポリりん酸塩		
	28.36	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩(過炭酸塩)及 び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引す る物品でカルバミン酸アンモニウムを含有 するもの	炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩(過炭酸塩)	商慣行上炭酸アンモニウム として取引する物品でカル バミン酸アンモニウムを含有 するもの	白亜(25.09)、石灰岩 (25.21)、毒重石(25.11)
	28.37	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯 塩	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ 錯塩		
	28.38	欠番			
	28.39	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけ い酸塩として取引する物品	けい酸塩		
			商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		
	28.40	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩(過ほう 酸塩)	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩(過ほう 酸塩)		
	28.41	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸 塩		
	28.42	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩 (アルミノけい酸塩(化学的に単一であるか ないかを問わない。)を含むものとし、アジ 化物を除く。)	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩		硫酸アンモニウムと硝酸ア ンモニウムの複塩、硝酸カル シウムと硝酸アンモニウ ムの複塩、硝酸カルシウム と硝酸マグネシウムの複塩 (以上31.02)、硫酸マグネシ ウムカリウム(31.04)
アルミノけい酸塩					

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第6節 その他のもの	28.43	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	貴金属の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		
				コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	
	28.44	放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物		
	28.45	同位元素(第28.44項のものを除く。)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	同位元素(第28.44項のものを除く。)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		
	28.46	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		
	28.47	過酸化水素(尿素により固形化してあるかないかを問わない。)	過酸化水素(尿素により固形化してあるかないかを問わない。)		
	28.48	欠番			
	28.49	炭化物(化学的に単一であるかないかを問わない。)	炭化物(化学的に単一であるかないかを問わない。)		
	28.50	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。)	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。)		
	28.51	欠番			
28.52	水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)	水銀の無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。)			

節	項	項の規定	分類される元素・化合物		分類されない元素・化合物 (化学的に単一なもの)
			化学的に単一	化学的に単一でない	
第6節 その他の もの	28.53	りん化物(化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。)、その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)	液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)	カルシウムシアナミド (31.02)
			りん化物		

(注) 28類注3に記載された物品は、化学的に単一のものでも、28類には分類されない。

(例) 25類の天然の鉱物(石膏)